

規制シート

(別紙1)

070196001050003

平成28年1月21日

規制の名称	教習指導員及び技能検定員の年齢要件	所管府省	警察庁
根拠法令等	道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の2及び第99条の3	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	交通局運転免許課長 郷治 知道
規制目的	指定自動車教習所における適正な教習及び技能検定の実施を確保するため。		
規制内容の概要	<p>教習指導員となるためには、都道府県公安委員会から教習指導員資格者証の交付を受ける必要があり、その要件として、21歳未満の者に該当しないこと等が定められている。</p> <p>技能検定員となるためには、都道府県公安委員会から技能検定員資格者証の交付を受ける必要があり、その要件として、25歳未満の者に該当しないこと等が定められている。</p>	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	<p>教習指導員は、免許を受けようとする者に対して自動車の運転に関する技能及び知識について教習を行うこととされているが、自動車の運転はそれ自体、危険を伴う行為であることから、教習指導員は、免許を受けようとする者に対して適切な指導を行い、自動車の運転に関する技能及び知識を十分に身に付けさせることができる者である必要がある。</p> <p>このため、教習指導員には、道路交通の場における多種多様な自動車に関する知識、一定の成熟性等が必要であり、大型免許や第二種免許を取得することもできない年齢にまで要件を緩和することは適当でないと考えている。</p> <p>また、技能検定員は、教習を終了した者に対し技能検定を行い、可否を判断し、その合格者が自動車の運転に必要な技能を有していることを対外的に証明することとされている。そして、技能検定に合格した者は、運転免許試験の技能試験が免除されることとされている。このような、公安委員会が行う運転免許試験の一部を代替するともいえる厳正な判断が求められる業務に従事する技能検定員には、成熟性の観点から更に厳格な要件が必要なところ、年齢要件を引き下げることは適当でないと考えている。</p> <p>また、平成27年中の交通事故死亡者数は4117人と、15年ぶりの増加に転じ、第9次交通安全基本計画において掲げられた政府目標を達成できなかった。このような交通事故実態を踏まえても、交通死亡事故を増加させる一因となり得るような制度見直しは困難であると考えている。</p>	規制の維持、改革又は新設の別	規制の維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	—		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(イメージ)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>